

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 東京都障害者スポーツセンター条例による使用料の徴収委託……………（オリンピック）……………一
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）……………一
- 市街地再開発組合の解散認可……………（都市整備局市街地整備部民間開発課）……………二
- 建築基準法による意見の聴取……………（都市整備局市街地建築部調整課）……………二
- 建築基準法による一団地の区域（三件）……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）……………二
- 建築基準法による一定の一団の土地の区域……………（同）……………三
- 建築基準法による一団地の区域……………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課）……………三
- 建築基準法による一定の一団の土地の区域……………（同）……………三
- 都道の供用開始……………（建設局道路管理部長路政課）……………三
- 不在者投票管理者を置く施設の指定…………………………五
- 東京都知事選挙における候補者の選挙運動費用に關する収支報告書の要旨…………………………五

- 平成二十四年十二月十六日執行東京都知事選挙における候補者の選挙運動費用に關する収支報告書の要旨の一部訂正（二件）…………………………六
- 参議院（東京都選出）議員選挙における候補者の選挙運動費用に關する収支報告書の要旨…………………………七

公告

- 特定非営利活動法人の認定……………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）……………六
- 特定非営利活動法人の仮認定…………………………（同）……………七
- 東京体育館の休館日の変更……………（オリンピック）……………七
- ク・パラリンピック準備局スポーツ推進部調整課……………（同）……………七
- 東京体育館の開場時間の変更…………………………（同）……………七
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日……………（同）……………七
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更…………………………（同）……………八
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の開場時間の変更…………………………（同）……………八
- 東京武道館の開場時間の変更…………………………（同）……………八
- 東京辰巳国際水泳場の休館日の変更…………………………（同）……………九
- 東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更…………………………（同）……………九
- 有明テニスの森公園テニス施設の開場時間の変更…………………………（同）……………九
- 若洲海滨公園ヨット訓練所の開場時間の変更…………………………（同）……………九
- 東京都障害者総合スポーツセンターの休業日の変更…………………………（同）……………一〇
- 東京都多摩障害者スポーツセンターの休業日の変更…………………………（同）……………一〇
- 第十一次鳥獣保護事業計画の変更…………………………（環境局自然環境部計画課）……………一〇
- 第二種特定鳥獣管理計画（第四期第二種シカ管理計画）の策定…………………………（同）……………一〇
- 争議行為の予告（三件）………………………………………一〇

告示

- （産業労働局雇用就業部労働環境課）…………………………一〇
- 肥料検査成績の公表………………………………………一〇
- （産業労働局農林水産部家畜保健衛生所）…………………………一〇

東京都告示第四百四十三号

東京都障害者スポーツセンター条例（昭和五十九年東京都条例第二十四号）第九条第一項ただし書に規定する宿泊室の使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成二十七年三月十八日

東京都知事 舛添 要 一

一 委託した相手方

(一) 名称 公益社団法人東京都障害者スポーツ協会

(二) 所在地 新宿区神楽河岸一番一号

二 委託期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

東京都告示第四百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成八年東京都告示第千二百八十七号立川都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月十八日

東京都知事 舛添 要 一

一 施行者の名称 立川市

二 都市計画事業の種類及び名称 立川都市計画公園事業第五・五・六号立川公園

三 事業施行期間 平成八年十一月二十六日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第四百四十五号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第四十五条第四項の規定に基づき大崎駅西口南地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。

平成二十七年三月十八日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都告示第四百四十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第三項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十七年三月十八日

一 公聴会を行う日時 平成二十七年三月二十六日(木曜日)午後二時から

二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎二十一階二十-B会議室
新宿区西新宿二丁目八番一号

三 書面の提出先 東京都都市整備局市街地建築部調整課審査係(東京都庁第二本庁舎三階)
新宿区西新宿二丁目八番一号
電話〇三(五三八八)三三三四

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 港区北青山二丁目八番三十五号
所氏名 独立行政法人日本スポーツ振興センターほか一名

建築敷地 新宿区霞ヶ丘町十六番八
地域地区 第一種中高層住居専用地域、準防火地域、第一種文教地区、三十メートル第三種高度地区及び神宮外苑地区地区計画

申請の概要

工事種別 新築
及び用途 劇場、ホテル、事務所、飲食店、物販店舗及び自動車庫

敷地面積 約六、六七二平方メートル
建築面積 約二、六〇七平方メートル
延べ面積 約三一、九五六平方メートル
構造及び階数 鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造
高さ 地上十六階地下二階
適用条文 建築基準法第四十八条第三項ただし書

●東京都告示第四百四十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十七年三月十八日

東京都知事 外 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日
対象区域の地名地番 認定年月日
港区港南四丁目二十九番一 平成二十七年二月二十三日

二 認定計画書の縦覧場所
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第四百四十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十七年三月十八日

東京都知事 外 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日
対象区域の地名地番 認定年月日
渋谷区渋谷四丁目二十番一、二十二番一、同番四の一部、同番六及び百三番一 平成二十七年二月二十四日

二 認定計画書の縦覧場所
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第四百四十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条
第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定に
より一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。
平成二十七年三月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

大田区西六郷三丁目一番一及び二番 平成二十七年二
月の各一部 月二十七日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁
第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第四百五十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条
第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定に
より一定の一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧
に供する。
平成二十七年三月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

葛飾区青戸六丁目二百一番一、二百 平成二十七年二
十六番一、同番三及び三百三十番一 月二十七日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁

第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第四百五十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条
の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規
定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供す
る。
平成二十七年三月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

東久留米市学園町一丁目三十九番一、平成二十七年二
同番七、四十番一、三百七十八番、 月五日
三百七十九番、三百八十番、三百八
十一番一、三百八十二番一、同番二、
同番七、三百八十三番、三百八十六
番、三百八十七番一、同番三、三百
九十一番二、同番三、四百十二番一、
四百十三番から四百三十番まで、四
百三十一番七、四百三十四番、四百
三十五番一、四百四十二番三、同番
四、四百四十五番五、五百六十二番
四、五百七十番一、同番四から同番
六まで、五百七十一番一から同番八
まで、同番十から同番十三まで、五
百七十二番一から同番三まで、同番
八、五百七十三番一から同番四まで、
同番八、五百七十四番一から同番五
まで、五百七十五番二から同番四ま
で、五百七十六番三、同番五及び五
百八十八番二

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課（小平市花

小金井一丁目六番二十号）

●東京都告示第四百五十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条
第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定に
より一定の一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧
に供する。
平成二十七年三月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

東村山市栄町一丁目二十三番一、同 平成二十七年三
番二、同番十九から同番二十一まで 月二日
及び同番二十五

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課（小平市花
小金井一丁目六番二十号）

●東京都告示第四百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項
の規定により、次の都道の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十七年三月十八日から起算して
二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供す
る。
平成二十七年三月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

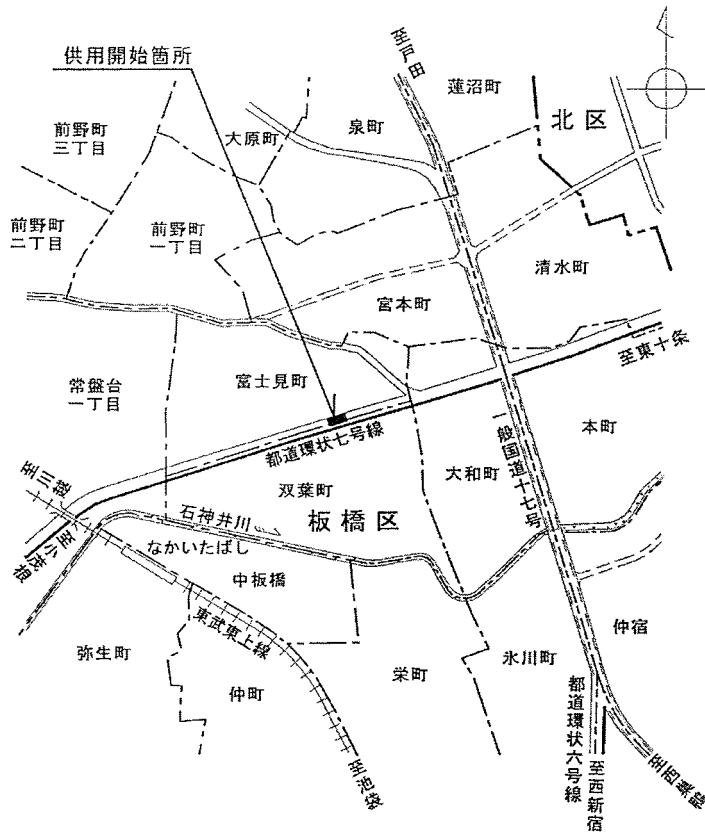
一 路線名 環状七号

別図

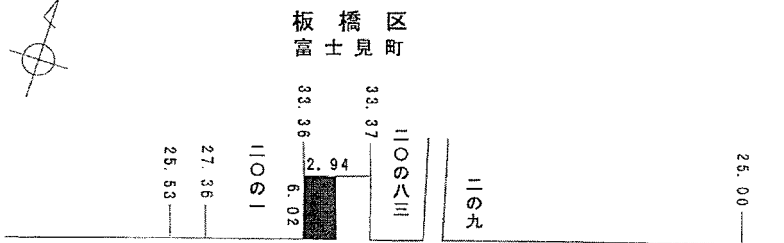
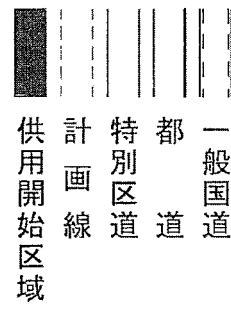
都道環状七号線供用開始略図
板橋区富士見町地内

二 供用開始の区間 板橋区富士見町二十番一地先から同所同番八十三地先まで

三 供用開始の概要 別図表示のとおり
四 供用開始の期日 平成二十七年三月十八日



延長 三・一〇メートル
面積 一八・二〇平方メートル



至小茂根 都道環状七号線 至東十条

双葉町

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第二十五号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)、漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十七年三月十八日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所在地

介護老人保健施設 サン 世田谷区大蔵一丁目三番二十二

セール世田谷大蔵 号

ケアハウス宇奈根 世田谷区宇奈根二丁目二十三番

二十四号

特別養護老人ホーム 古 足立区古千谷本町一丁目三番十

千谷苑 九号

特別養護老人ホーム 奉 足立区佐野一丁目二十九番三号

優の家

介護老人福祉施設ケアホ 足立区入谷一丁目八番十五号

ーム足立

●東京都選挙管理委員会告示第二十六号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十二条第一項の規定に基づき、平成二十四年十二月十六日執行の東

京都知事選挙における候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨を、次のとおり公表する。

平成二十七年三月十八日

東京都選挙管理委員会

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
平成25年7月21日執行 参議院 (東京都選出) 議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
59,250,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	大河原まさこ
所属党派	無所属
出納責任者氏名	藤巻浩
期	平成25年6月26日から 平成25年8月26日まで 第1・2回分

収入

主たる寄附 (1件10万円以上)
(氏名・団体名)

(職業) (金額)
民主党 5,000,000円
民主党東京都参議院選挙区第4総支部 8,000,000円
徳倉眞治 政党 100,000円
会社役員 92件
その他の収入 322,000円
総計 0円
13,422,000円

支出

人件費 (金額)
510,000円
家屋費 (選挙事務所費)
695,440円
(集合会場費)
36,700円
通信費 472,235円
交通費 182,160円
印刷費 7,224,803円
広告費 7,039,736円
文具費 5,282円
食料費 281,842円
体泊費 372,720円
雑費 835,166円
総計 17,656,084円

支出のうち公費負担相当額

項	目	金額
選挙運動用通常葉書の作成		527,118円
ビラの作成		1,387,000円
ポスターの作成		1,865,688円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成		53,388円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		202,192円
個人演説会の立札及び看板の類の作成		193,105円
計		4,428,491円

報告書受理年月日 平成25年8月2日 第1回分
平成25年8月28日 第2回分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
平成25年7月21日執行 参議院 (東京都選出) 議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
59,250,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	小倉淳
所属党派	日本維新の会
出納責任者氏名	小倉美子
期	平成25年6月4日から 平成25年8月7日まで 第1・2回分

収入

主たる寄附 (1件10万円以上)
(氏名・団体名)

(職業) (金額)
0円
その他の収入 11,041,700円
総計 11,041,700円

支出

人件費 (金額)
2,049,230円
家屋費 (選挙事務所費)
2,976,800円
(集合会場費)
0円
60,996円
573,780円
通信費 7,047,838円
交通費 1,931円
印刷費 365,660円
広告費 95,280円
文具費 887,334円
食料費 14,038,939円
体泊費
雑費
総計

支出のうち公費負担相当額

項	目	金額
選挙運動用通常葉書の作成		379,050円
ビラの作成		1,134,000円
ポスターの作成		1,369,500円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成		160,164円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		183,750円
個人演説会の立札及び看板の類の作成		119,700円
計		3,346,164円

報告書受理年月日 平成25年8月5日 第1回分
平成25年8月9日 第2回分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
平成25年7月21日執行 参議院 (東京都選出) 議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
59,250,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	吉良よし子
所属党派	日本共産党
出納責任者氏名	相澤千明
期	平成25年7月4日から 平成25年7月20日まで 第1回分

収入

主たる寄附 (1件10万円以上) (氏名・団体名)	(金額)
日本共産党東京都委員会	925,837円
穂西恵美子	120,000
渡辺千尋	120,000
村田洋子	120,000
伊藤かおる	120,000
志摩和寿	170,000
池田具理子	170,000
宮野入晶子	170,000
その他の寄附 (1件10万円未満)	0
その他の収入	0
総計	1,915,837

支出

人件費	(金額)
家賃費	1,160,000円
(選挙事務所費) (集合会場費)	352,500
0	0
通信費	21,560
交通費	9,840
印刷費	2,410,190
広告費	1,115,600
文具費	30,000
食料費	23,283
休泊費	0
雑費	13,654
総計	5,136,627

支出のうち公費負担相当額

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	536,750円
ビラの作成	831,000円
ポスターの作成	1,042,440円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	420,000円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	201,600円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	189,000円
計	3,220,790円

報告書受理年月日 平成25年8月1日 第1回分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
平成25年7月21日執行 参議院 (東京都選出) 議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
59,250,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	桐島ローランド
所属党派	みんなの党
出納責任者氏名	桐島洋子
期	平成25年7月4日から 平成25年7月20日まで 第1・2回分

収入

主たる寄附 (1件10万円以上) (氏名・団体名)	(金額)
みんなの党参議院東京都第3支部	11,184,200円
その他の寄附 (1件10万円未満)	50,000
3件	0
その他の収入	0
総計	11,234,200

支出

人件費	(金額)
家賃費	1,785,000円
(選挙事務所費) (集合会場費)	506,538
0	0
通信費	256,049
交通費	986,386
印刷費	4,475,790
広告費	6,063,483
文具費	171,160
食料費	185,474
休泊費	51,200
雑費	325,289
総計	14,806,369

支出のうち公費負担相当額

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	562,400円
ビラの作成	1,449,350円
ポスターの作成	1,122,000円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	320,328円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
計	3,656,270円

報告書受理年月日 平成25年8月5日 第2回分
平成25年8月30日 第2回分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
平成25年7月21日執行 参議院 (東京都選出) 議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
59,250,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	釈置子
所属党派	幸福実現党
出納責任者氏名	松根広子
期	平成25年5月27日から平成25年8月29日まで 第1・2回分

収入

主たる寄附 (1件10万円以上)
(氏名・団体名) (金額)
幸福実現党 1,500,000円
幸福実現党 3,156,314円
三宅正信 1,500,000円
宮智拓郎 300,000円
その他の寄附 (1件10万円未満) 0円
その他の収入 1,000円
総計 6,457,314円

支出

人件費 (金額) 0円
家賃費 (選挙事務所費) 49,332円
 (集合会場費)
通信費 7,642円
交通費 56,960円
印刷費 1,483,650円
広告費 267,270円
文具費 336円
食料費 4,748円
休泊費 0円
雑費 203,098円
総計 2,073,036円

支出のうち公費負担相当額

項目	金額
選挙運動用通常業務の作成	円
ピラの作成	円
ポスターの作成	円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	円
計	円

報告書受理年月日	平成25年8月2日	第1回分
	平成25年9月10日	第2回分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
平成25年7月21日執行 参議院 (東京都選出) 議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
59,250,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	すずきかへん
所属党派	民主党
出納責任者氏名	奥田保明
期	平成25年6月24日から平成25年8月21日まで 第1・2回分

収入

主たる寄附 (1件10万円以上)
(氏名・団体名) (金額)
民主党 15,000,000円
政党 0円
その他の寄附 (1件10万円未満) 0円
その他の収入 15,000,000円
総計 15,000,000円

支出

人件費 (金額) 2,323,827円
家賃費 (選挙事務所費) 2,418,638円
 (集合会場費) 58,800円
通信費 202,470円
交通費 1,229,720円
印刷費 4,230,970円
広告費 1,467,807円
文具費 217,067円
食料費 191,508円
休泊費 111,980円
雑費 865,721円
総計 13,318,508円

支出のうち公費負担相当額

項目	金額
選挙運動用通常業務の作成	581,542円
ピラの作成	1,521,000円
ポスターの作成	1,602,090円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	213,352円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	円
計	4,120,376円

報告書受理年月日	平成25年8月5日	第1回分
	平成25年8月23日	第2回分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
平成25年7月21日執行 参議院 (東京都選出) 議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
59,250,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	鈴木信行
所属党派	維新政党・新風
出納責任者氏名	芦沢博之
期	平成25年6月15日から 平成25年7月4日まで 第1回分

収入

主たる寄附 (1件10万円以上)
(氏名・団体名) (金額)
維新政党・新風 616,510 円
現代維新社 235,455
その他の寄附 (1件10万円未満) 0
その他の収入 0
総計 871,965

支出

(金額) 0 円
人作費 85,000
家賃費 (選挙事務所費) (集合会場費) 0
通信費 0
交通費 0
印刷費 344,000
広告費 91,510
文具費 0
食料費 0
休泊費 0
雑費 351,455
総計 871,965

支出のうち公費負担相当額

項	目	金額
選挙運動用通常葉書の作成		円
ビラの作成		円
ポスターの作成		円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成		円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		円
個人演説会の立札及び看板の類の作成		円
計		円

報告書受理年月日 平成25年7月30日 第1回分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
平成25年7月21日執行 参議院 (東京都選出) 議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
59,250,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	たけみ敬三
所属党派	自由民主党
出納責任者氏名	吉川敬
期	平成25年6月1日から 平成25年7月31日まで 第1回分

収入

主たる寄附 (1件10万円以上)
(氏名・団体名) (金額)
自由民主党東京都参議院選挙区第三支部 16,000,000 円
渡辺珠理 119,430
無職 4件 130,000
その他の寄附 (1件10万円未満) 0
その他の収入 0
総計 16,249,430

支出

(金額) 1,289,450 円
人作費 1,902,701
家賃費 (選挙事務所費) (集合会場費) 2,585,937
通信費 0
交通費 187,860
印刷費 9,031,620
広告費 5,420,393
文具費 27,904
食料費 306,840
休泊費 0
雑費 70,470
総計 20,783,175

支出のうち公費負担相当額

項	目	金額
選挙運動用通常葉書の作成		646,000円
ビラの作成		1,587,000円
ポスターの作成		1,865,688円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成		427,104円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		202,192円
個人演説会の立札及び看板の類の作成		101,880円
計		4,829,884円

報告書受理年月日 平成25年8月2日 第1回分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
平成25年7月21日執行 参議院(東京都選出) 議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
59,250,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	中松義昭
所属党派	無所属
出納責任者氏名	中松義昭
期	平成25年7月4日から 平成25年7月21日まで 第1回分

収入

主たる寄附(1件10万円以上) (氏名・団体名)	(金額)	0円
その他の寄附(1件10万円未満)		423,821
その他の収入		423,821
総計		423,821

支出

人件費	(金額)	0円
家屋費		0
(選挙事務所費)		0
(集合会場費)		0
通信費		0
交通費		0
印刷費		207,046
広告費		0
文具費		0
食料費		202,681
休泊費		0
雑費		14,094
総計		423,821

支出のうち公費負担相当額

項	目	金額
選挙運動用通常葉書の作成		円
ビラの作成		円
ポスターの作成		円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成		円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		円
個人演説会の立札及び看板の類の作成		円
計		円

報告書受理年月日 平成25年8月9日 第1回分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
平成25年7月21日執行 参議院(東京都選出) 議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
59,250,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	中村高志
所属党派	無所属
出納責任者氏名	中村高志
期	平成25年7月4日から 平成25年7月30日まで 第1回分

収入

主たる寄附(1件10万円以上) (氏名・団体名)	(金額)	0円
その他の寄附(1件10万円未満)		0
その他の収入		0
総計		0

支出

人件費	(金額)	0円
家屋費		0
(選挙事務所費)		0
(集合会場費)		0
通信費		0
交通費		0
印刷費		0
広告費		0
文具費		0
食料費		0
休泊費		0
雑費		0
総計		0

支出のうち公費負担相当額

項	目	金額
選挙運動用通常葉書の作成		円
ビラの作成		円
ポスターの作成		円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成		円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		円
個人演説会の立札及び看板の類の作成		円
計		円

報告書受理年月日 平成25年7月30日 第1回分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
平成25年7月21日執行 参議院 (東京都選出) 議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
59,250,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	マタヨシ光雄
所属党派	世界経済共同体党
出納責任者氏名	又吉正子
期	平成25年6月11日から 平成25年7月19日まで 第1回分

収入
主たる寄附 (1件10万円以上)
(氏名・団体名) (金額)
世界経済共同体党 942,803 円
政治団体
その他の寄附 (1件10万円未満) 0
その他の収入 0
総計 942,803

支出 (金額)
人件費 0 円
家屋費 (選挙事務所費) 0
(集合会場費) 0
通信費 5,640
交通費 0
印刷費 841,260
広告費 76,720
文具費 6,482
食料費 6,651
体泊費 0
雑費 6,050
総計 942,803

支出のうち公費負担相当額

項	目	金額
選挙運動用通常葉書の作成		円
ビラの作成		円
ポスターの作成		円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成		円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		円
個人演説会の立札及び看板の類の作成		円
計		円

報告書受理年月日 平成25年8月11日 第1回分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
平成25年7月21日執行 参議院 (東京都選出) 議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
59,250,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	マツカ赤坂
所属党派	スズキル党
出納責任者氏名	戸並誠
期	平成25年7月4日から 平成25年7月21日まで 第1回分

収入
主たる寄附 (1件10万円以上)
(氏名・団体名) (金額)
 (職業) 0 円
その他の寄附 (1件10万円未満) 0
その他の収入 0
総計 0

支出 (金額)
人件費 0 円
家屋費 (選挙事務所費) 0
(集合会場費) 0
通信費 0
交通費 0
印刷費 0
広告費 0
文具費 0
食料費 0
体泊費 0
雑費 0
総計 0

支出のうち公費負担相当額

項	目	金額
選挙運動用通常葉書の作成		円
ビラの作成		円
ポスターの作成		円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成		円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		円
個人演説会の立札及び看板の類の作成		円
計		円

報告書受理年月日 平成25年7月23日 第1回分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
平成25年7月21日執行 参議院 (東京都選出) 議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
59,250,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	丸川珠代
所属党派	自由民主党
出納責任者氏名	三浦基広
期	平成23年5月1日から 平成25年10月23日まで 第1・2・3回分

収入
主たる寄附 (1件10万円以上)
(氏名・団体名) (職業) (金額)
自田民主党東京都参議院選挙区第四支部 政党 30,000,000円
その他の寄附 (1件10万円未満) 0
その他の収入 0
総計 30,000,000円

支出
人件費 (金額)
家屋費 (選挙事務所費) 1,570,000円
(集合会場費) 10,369,524
通信費 2,768,828
交通費 1,532,109
印刷費 2,530,713
広告費 8,636,801
文具費 3,040,030
食料費 696,903
休泊費 546,570
雑費 2,242,480
総計 331,102
34,265,060

支出のうち公費負担相当額

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	651,700円
ピラの作成	1,587,000円
ポスターの作成	1,848,000円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	320,328円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105円
計	4,802,325円

報告書受理年月日	平成25年8月5日	第1回分
	平成25年9月9日	第2回分
	平成26年1月7日	第3回分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
平成25年7月21日執行 参議院 (東京都選出) 議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
59,250,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	まると安子
所属党派	みどりの風
出納責任者氏名	原秀介
期	平成25年6月21日から 平成25年7月31日まで 第1回分

収入
主たる寄附 (1件10万円以上)
(氏名・団体名) (職業) (金額)
みどりの風東京都参議院選挙区第1支部 政党 1,433,500円
その他の寄附 (1件10万円未満) 3件 70,000
その他の収入 0
総計 1,503,500円

支出
人件費 (金額)
家屋費 (選挙事務所費) 0円
(集合会場費) 1,190,080
通信費 0
交通費 0
印刷費 0
広告費 243,420
文具費 0
食料費 0
休泊費 0
雑費 0
総計 1,433,500

支出のうち公費負担相当額

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	0円
ピラの作成	0円
ポスターの作成	0円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
計	0円

報告書受理年月日	平成25年8月5日	第1回分
----------	-----------	------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
平成25年7月21日執行 参議院 (東京都選出) 議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
59,250,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	森純
所属党派	無所属
出納責任者氏名	森純
期	平成25年7月3日から 平成25年7月3日まで 第11回分

収入

主たる寄附 (1件10万円以上)
(氏名・団体名) (金額) 0円

その他の寄附 (1件10万円未満) 0
その他の収入 6,300
総計 6,300

支出

人件費 (金額) 0円
 家庭費 (選挙事務所費) 0
 (集合会場費) 0
 通信費 0
 交通費 0
 印刷費 0
 広告費 0
 文具費 0
 食料費 6,300
 宿泊費 0
 雑費 0
 総計 6,300

支出のうち公費負担相当額

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	円
ビラの作成	円
ポスターの作成	円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	円
計	円

報告書受理年月日 平成25年8月7日 第1回分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
平成25年7月21日執行 参議院 (東京都選出) 議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
59,250,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	山口なつお
所属党派	公明党
出納責任者氏名	佐藤隆二
期	平成25年6月3日から 平成25年9月18日まで 第1・2回分

収入

主たる寄附 (1件10万円以上)
(氏名・団体名) (金額) 8,190,908円

公明党東京都本部 政党
 東京税理士政治連盟 政治団体
 100,000
 その他の寄附 (1件10万円未満) 0
 その他の収入 4,140,800
 総計 12,431,708

支出

人件費 (金額) 0円
 家庭費 (選挙事務所費) 1,756,746
 (集合会場費) 0
 通信費 24,153
 交通費 74,560
 印刷費 7,422,870
 広告費 5,368,209
 文具費 3,607
 食料費 208,761
 宿泊費 0
 雑費 86,027
 総計 14,944,933

支出のうち公費負担相当額

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	651,700円
ビラの作成	1,432,500円
ポスターの作成	1,056,000円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	168,000円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	円
計	3,468,364円

報告書受理年月日 平成25年8月5日 第1回分
 平成25年9月18日 第2回分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
平成25年7月21日執行 参議院(東京都選出) 議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
59,250,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	山本太郎
所属党派	無所属
出納責任者氏名	後藤一輝
期	平成25年6月26日から平成25年7月27日まで 第1回分

収入	(金額)
主たる寄附(1件10万円以上) (氏名・団体名)	10,080,000円
新党今はひとり	170,000
山本牧	210,000
井上俊	45,000
その他の寄附(1件10万円未満)	0
その他の収入	0
総計	10,505,000

支出	(金額)
人件費	917,800円
家賃費	2,040,000
(選挙事務所費) (集合会場費)	0
通信費	1,527,175
交通費	345,250
印刷費	4,624,388
広告費	3,442,025
文具費	122,430
食料費	712,553
休泊費	1,150,630
雑費	166,384
総計	15,048,635

支出のうち公費負担相当額	金額
選挙運動用通常業務の作成	651,700円
ビラの作成	1,587,000円
ポスターの作成	1,865,688円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	320,328円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105円
計	4,820,013円

報告書受理年月日 平成25年7月31日 第1回分

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年三月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人国際ビレンターズ東京自殺防止

センター

二 代表者の氏名

森 啓一

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区大久保三丁目十番一号

四 認定の有効期間

平成二十七年三月十日から平成三十二年三月九日まで

一 名称

特定非営利活動法人リブ・フォー・ライフ美奈子基金

二 代表者の氏名

服部 克久

三 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区広尾五丁目二十四番三号 ハイシティ広

尾一三〇一

四 その他の事務所の所在地

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目五番二十八号 サウスレジデンス丸の内三E

五 認定の有効期間

平成二十七年三月十日から平成三十二年三月九日まで

一 名称

特定非営利活動法人日本障害者協議会

二 代表者の氏名

藤井 克徳

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区戸山一丁目二十二番一号 公益財団法人

日本障害者リハビリテーション協会内

四 認定の有効期間

平成二十七年三月十日から平成三十二年三月九日まで

特定非営利活動法人の仮認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十八条第一項に規定する特定非営利活動法人の仮認定をしたので、同法第六十二条において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年三月十八日

東京都知事 外 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人よりどりみどり

二 代表者の氏名

藤堂 博徳

三 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三番十二号

四 仮認定の有効期間

平成二十七年三月九日から平成三十年三月八日まで

東京体育館の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、東京体育館の休館日を次のように変更する。

平成二十七年三月十八日

東京都知事 外 添 要 一

一 期日

(一) メインアリーナ、サブアリーナ、研修室及び健康体力相談室

臨時開館 平成二十七年五月十八日及び同年六月十五日

五日

臨時休館 平成二十七年四月二十一日、同月二十二日、平成二十七年五月十四日、同月十五日及び平成二十七年六月二十二日

(二) 陸上競技場、屋内プール及びトレーニングルーム

臨時開館 平成二十七年五月十八日及び同年六月十五日

五日

臨時休館 平成二十七年四月二十一日、同月二十二日、平成二十七年五月十四日、同月十五日、平成二十七年六月二十二日及び同月二十三日

理由

使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。

東京体育館の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第二条第一項ただし書の規定により、東京体育館の開場時間を次のように変更する。

平成二十七年三月十八日

東京都知事 外 添 要 一

一 施設名

陸上競技場、屋内プール及びトレーニングルーム

二 期日

平成二十七年四月一日から同年六月三十日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く開館日

三 開場時間

(一) 月曜日から金曜日まで

午前九時から午後十一時まで

(二) 土曜日

午前九時から午後十時まで

四 理由

使用者の利便性の向上のため

駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設を次のように休館する。

平成二十七年三月十八日

東京都知事 外 添 要 一

一 施設名及び期日

(一) 陸上競技場

平成二十七年四月六日、同月十三日、同月二十日、同月二十七日、平成二十七年五月七日、同月十一日、同月十八日、同月二十五日、平成二十七年六月一日、同月八日、同月十五日、同月二十二日及び同月二十九日

(二) 第一球技場

平成二十七年四月一日から同年六月三十日まで

(三) 第二球技場、補助競技場、テニスコート、軟式野球場及び硬式野球場

平成二十七年四月六日、同月二十日、平成二十七年五月七日、同月十八日、平成二十七年六月一日及び同月十五日

二 理由

施設設備の整備、保守点検及び改修のため

駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設の休館日を次のように変更する。

平成二十七年三月十八日

東京都知事 舩 添 要 一

一 施設名及び期日

(一) 体育館

臨時休館 平成二十七年四月六日、同年五月七日及び同年六月一日

(二) 屋内球技場及び弓道場

臨時休館 平成二十七年四月一日から同年六月三十日まで

二 理由

施設設備の整備、保守点検及び改修のため

駒沢オリンピック公園総合運動場の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設の開場時間を次のように変更する。

平成二十七年三月十八日

東京都知事 舩 添 要 一

一 施設名、期日及び開場時間

(一) テニスコート

平成二十七年四月十三日、同月二十七日、平成二十七年五月十一日、同月二十五日、平成二十七年六月八日、同月二十二日及び同月二十九日
午後零時三十分から午後六時三十分まで

(二) 軟式野球場

平成二十七年四月十三日、同月二十七日、平成二十七年五月十一日、同月二十五日、平成二十七年六月八日、同月二十二日及び同月二十九日
午前八時三十分から午後零時三十分まで

(三) 硬式野球場

平成二十七年四月十三日、同月二十七日、平成二十七年五月十一日、同月二十五日、平成二十七年六月八日

日、同月二十二日及び同月二十九日
午後零時三十分から午後九時まで

(四) トレーニングルーム

ア 平成二十七年四月一日から同年六月三十日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日
午前九時から午後九時三十分まで

イ 平成二十七年四月一日から同年六月三十日までの

一(四)アの期日を除く開館日

午前七時三十分から午後九時まで

二 理由

使用者の利便性の向上並びに施設設備の整備及び保守点検のため

東京武道館の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、東京武道館の開場時間を次のように変更する。

平成二十七年三月十八日

東京都知事 舩 添 要 一

一 施設名

トレーニングルーム

二 期日

平成二十七年四月一日から同年六月三十日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日

三 開場時間

午前九時から午後十時まで

四 理由
使用者の利便性の向上のため

東京辰巳国際水泳場の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の休館日を次のように変更する。

平成二十七年三月十八日

東京都知事 舩 添 要 一

一 期日

臨時開館 平成二十七年五月十八日

臨時休館 平成二十七年五月二十五日から同月二十九日まで

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。

東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の開場時間を次のように変更する。

平成二十七年三月十八日

東京都知事 舩 添 要 一

一 期日

平成二十七年四月一日から同年六月三十日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日

二 開場時間

午前九時から午後十時まで

三 理由

使用者の利便性の向上のため

有明テニスの森公園テニス施設の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、有明テニスの森公園テニス施設の開場時間を次のように変更する。

平成二十七年三月十八日

東京都知事 舩 添 要 一

一 施設名、期日及び開場時間

(一) テニスコート（夜間照明設備を備えているもの）

ア 平成二十七年四月三日、同月十日、同月十七日、

同月二十四日、同月二十八日、平成二十七年五月一日、

同月八日、同月十五日、同月二十二日、同月二十九日、

平成二十七年六月五日、同月十二日、同月十九日及び

同月二十六日

午前九時から午後十一時まで

イ 平成二十七年四月四日、同月十一日、同月十八日、

同月二十五日、平成二十七年五月二日から同月五日

まで、同月九日、同月十六日、同月二十三日、同月

三十日、平成二十七年六月六日、同月十三日、同月

二十日及び同月二十七日

午前七時から午後十一時まで

ウ 平成二十七年四月五日、同月十二日、同月十九日、

同月二十六日、同月二十九日、平成二十七年五月六

日、同月十日、同月十七日、同月二十四日、同月三十一日、平成二十七年六月七日、同月十四日、同月二十一日及び同月二十八日

午前七時から午後九時まで

(二) テニスコート（夜間照明設備を備えていないもの）

ア 平成二十七年四月四日、同月五日、同月十一日、

同月十二日、同月十八日、同月十九日、同月二十五

日、同月二十六日、同月二十九日、平成二十七年五

月二日から同月六日まで、同月九日、同月十日、同

月十六日、同月十七日、同月二十三日、同月二十四

日、同月三十日、同月三十一日、平成二十七年六月

六日、同月七日、同月十三日、同月十四日、同月二

十日、同月二十一日、同月二十七日及び同月二十八

日

午前七時から午後六時まで

イ 平成二十七年四月一日から同年六月三十日までの

(二)アの期日を除く開館日

午前九時から午後六時まで

二 理由

使用者の利便性の向上のため

若洲海浜公園ヨット訓練所の開場時間の変更

について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、若洲海浜公園ヨット訓練所の開場時間を次のように変更する。

平成二十七年三月十八日

東京都知事 舩 添 要 一

一 期日

平成二十七年四月二十五日、同月二十六日、平成二十七年五月二日から同月六日まで、同月九日、同月十日、同月十六日、同月十七日、同月二十三日、同月二十四日、同月三十日、同月三十一日、平成二十七年六月六日、同月七日、同月十三日、同月十四日、同月二十日、同月二十一日、同月二十七日及び同月二十八日

二 開場時間

午前八時から午後六時まで

三 理由

使用者の利便性の向上のため

東京都障害者総合スポーツセンターの休業日の変更について

東京都障害者スポーツセンター条例（昭和五十九年東京都条例第二十四号）第五条ただし書の規定により、東京都障害者総合スポーツセンターの施設の休業日を次のように変更する。

平成二十七年三月十八日

東京都知事 外 添 要 一

一 期日

臨時休業 平成二十七年六月六日

二 理由

施設設備の整備及び保守点検のため

東京都多摩障害者スポーツセンターの休業日の変更について

東京都障害者スポーツセンター条例（昭和五十九年東京

都条例第二十四号）第五条ただし書の規定により、東京都多摩障害者スポーツセンターの施設の休業日を次のように変更する。

平成二十七年三月十八日

東京都知事 外 添 要 一

一 期日

臨時休業 平成二十七年六月六日

二 理由

施設設備の整備及び保守点検のため

第十一次鳥獣保護事業計画の変更について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項の規定に基づき、改正法による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四条第一項の規定の例により、第十一次鳥獣保護事業計画（平成二十四年三月二十九日公告）を変更して第十一次鳥獣保護管理事業計画としたので、同条第五項の規定の例により当該計画を次に掲げる方法により公表する。

平成二十七年三月十八日

東京都知事 外 添 要 一

一 東京都環境局自然環境部計画課、東京都多摩環境事務所自然環境課、東京都大島支庁産業課、東京都三宅支庁産業課、東京都八丈支庁産業課及び東京都小笠原支庁産業課での閲覧
二 インターネットの利用

第二種特定鳥獣管理計画（第四期第二種シカ管理計画）の策定について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号。以下「改正法」という。）附則第六条第一項の規定に基づき、改正法による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第七条の二の規定の例により、第四期第二種シカ管理計画を策定したので、同条第三項において準用する同法第四条第五項の規定の例により、当該計画を次に掲げる方法により公表する。

平成二十七年三月十八日

東京都知事 外 添 要 一

一 東京都環境局自然環境部計画課及び東京都多摩環境事務所自然環境課での閲覧
二 インターネットの利用

争議行為の予告について

東清掃株式会社代表取締役齋藤正男から争議行為を行う旨の通知が平成二十七年三月二日にあつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十七年三月十八日

東京都知事 外 添 要 一

一 事件
全日本運輸産業労働組合東京都連合会あずま労働組合の争議行為に対抗する件

二 日時

平成二十七年三月十九日以降問題解決に至るまでの間
三 場所及び所在地

東清掃株式会社本社 葛飾区青戸四丁目二十番二十三号

東清掃株式会社亀有車庫 葛飾区亀有一丁目十二番一
号

東清掃株式会社水元飯塚車庫 葛飾区西水元一丁目二
十五番十三号

四 種類

事業所閉鎖、就労拒否、その他一切の争議行為(以上
原文のまま掲載)

争議行為の予告について

株式会社服部運輸代表取締役服部俊和から争議行為を行
う旨の通知が平成二十七年二月二十七日にあったので、労
働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)
第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり
公表する。

平成二十七年三月十八日

東京都知事 外 添 要 一

一 事件

全日本運輸産業労働組合東京都連合会東京服部運輸労
働組合の争議行為に対抗する件

二 日時

平成二十七年三月十九日以降問題解決に至るまでの間
三 場所及び所在地

株式会社服部運輸 葛飾区水元三丁目一番二十号及び
同区水元五丁目一番四号

四 種類

事業所閉鎖 就労拒否 その他一切の争議行動(以上
原文のまま掲載)

争議行為の予告について

中野運輸株式会社代表取締役松原軍次から争議行為を行
う旨の通知が平成二十七年三月二日にあったので、労働関
係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十
条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表
する。

平成二十七年三月十八日

東京都知事 外 添 要 一

一 事件

運輸労連中野運輸労働組合の争議行為に対抗する件

二 日時

平成二十七年三月十九日以降問題解決に至るまでの間
三 場所及び所在地

一 号

中野運輸株式会社本社営業所 中野区丸山一丁目二番
一 号

四 種類

事業所の閉鎖、就労拒否その他一切の争議行為。(以
上原文のまま掲載)

肥料検査成績の公表について

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条
第七項の規定に基づき、特殊肥料検査の結果を次のとおり
公表する。
平成二十七年三月十八日

平成27年2月分

特殊肥料の 指定名	生産(輸入又は 販売)届出業者	届出名 (商品名)	検査の結果								備考
			TN %	TP %	TK %	TCu mg/kg	TZn mg/kg	TCa %	C/N	水分 %	
堆肥	吉野石膏(株)	ダーウィンFC-100	—	—	—	—	—	98.1	—	0.5	
堆肥	(株)増建	馬フン堆肥	1.0	1.0	1.6	16	116	1.2	32	46.0	
堆肥	上野勝	鶏糞堆肥	3.4	4.4	3.6	35	334	13.9	10	43.2	
堆肥	東京都立瑞穂農芸高等学校	堆肥	1.2	1.2	2.1	22	91	3	23	86.7	

(注) 1 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。
 TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、TCu-銅全量、TZn-亜鉛全量、TCa-石灰全量
 C/N-炭素窒素比、水分-水分含有量
 2 成分含有量は、水分を除き乾物当たりの数値である。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 七〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号

郵便番号
 112-0002